特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
3	軽自動車税の賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を使用しています。 「番号法」: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)

評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

公表日

令和4年2月10日

[平成31年1月 様式2]

T 関連情報

京条野市は、番号法のほか、軽自動車税にかかる法令に基づき、特定個人情報を利用した以下の事務を取り扱う。 (1) 窓口で受担した関数機付自転車にかかる中含書及び軽自動車組会より送付される中含データに基づく発動機(1) に基づく発動機(1) に基づきが表現の構造を表するに実践に、終れ通知書を送付(4) 本市で受担した他市町村の原始機付自転車の廃車申告を該当の市町村に回送(5) 申請に基づき、原動機(付自転車および小型特殊自動車の車両構造の交付(6) 申告に基づき、原動機(付自転車および小型特殊自動車の車両構造の交付(6) 申告に基づき、原動機(付自転車および小型特殊自動車の車両構造の交付(6) 申告に基づき、原動機(付自転車および小型特殊自動車の車両構造の交付(6) 申告に基づき、原動機(付自転車および小型特殊自動車の車両構造の交付(6) 申告に基づき、原動機(1) 別議等における特定の側(全職) の単の表示の中の関係を認める事務を完める事務を定める命令(平成26年内関係・総務省令第5号)第10余 (原報開金会計・1) 実施でる。 (原報開金会計・1) 実施でる。 (原報開金会計・1) 実施でる。 (原報開金会計・1) 実施でる。 (原報開金会計・1) 実施しまいもが発の環境機のに関する場合の別を開発に関する法科を及びこれらの法律に基づく条例による地が発の環境機のに関する場合のの別を制た関するための第6日まる項(別表案)の20日の第7日を持定なり情報を定める命令(平成28年内関係・授務名令第7号)第20条 (情報度と定める命令(平成28年内関係・授務名令第7号)第20条 (情報の関係・打き担当部署	1 関連情報	
京条野市は、番号法のほか、軽自動車税にかかる法令に基づき、特定個人情報を利用した以下の事務を取り扱う。 (1) 窓口で受担した関数機付自転車にかかる中含書及び軽自動車組会より送付される中含データに基づく発動機(1) に基づく発動機(1) に基づきが表現の構造を表するに実践に、終れ通知書を送付(4) 本市で受担した他市町村の原始機付自転車の廃車申告を該当の市町村に回送(5) 申請に基づき、原動機(付自転車および小型特殊自動車の車両構造の交付(6) 申告に基づき、原動機(付自転車および小型特殊自動車の車両構造の交付(6) 申告に基づき、原動機(付自転車および小型特殊自動車の車両構造の交付(6) 申告に基づき、原動機(付自転車および小型特殊自動車の車両構造の交付(6) 申告に基づき、原動機(付自転車および小型特殊自動車の車両構造の交付(6) 申告に基づき、原動機(1) 別議等における特定の側(全職) の単の表示の中の関係を認める事務を完める事務を定める命令(平成26年内関係・総務省令第5号)第10余 (原報開金会計・1) 実施でる。 (原報開金会計・1) 実施でる。 (原報開金会計・1) 実施でる。 (原報開金会計・1) 実施でる。 (原報開金会計・1) 実施しまいもが発の環境機のに関する場合の別を開発に関する法科を及びこれらの法律に基づく条例による地が発の環境機のに関する場合のの別を制た関するための第6日まる項(別表案)の20日の第7日を持定なり情報を定める命令(平成28年内関係・授務名令第7号)第20条 (情報度と定める命令(平成28年内関係・授務名令第7号)第20条 (情報の関係・打き担当部署	1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
旅を取り扱う。	①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務
番号連携サーバー 中間サーバー 中間サーバー 日本	②事務の概要	務を取り扱う。 (1) 窓口で受理した原動機付自転車にかかる申告書及び軽自動車協会より送付される申告データに基づく異動処理 (2) 賦課期日に車両を有する者に対して当初課税 (3) 軽自動車税の納税義務者の住民票情報等を確認し、納税通知書を送付 (4) 本市で受理した他市町村の原動機付自転車の廃車申告を該当の市町村に回送 (5) 申請に基づく軽自動車税の減免
経自動車税情報ファイル 3. 個人番号の利用 ・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を機別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (選択技) (実施する] 「実施する 」)、実施する 2)実施しない 3)未定 【情報照金の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の第1欄(情報照金者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方形法その他の地方税に関する法律及びこれもの法律に基づる機同による地方税の賦課機収に関する事務であって主務省令で定めるもの力が含まれる項(別表第2の21の類)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 (情報提供の根拠)・提供なし 5. 評価実施機関における担当都署 第、策、野市・市民生活部・税務課 ②所属長の役職名	③システムの名称	・番号連携サーバー
3. 個人番号の利用 ・番号法第9条第1項 別表第1の16の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 4. 情報提供ネットワーグンステムによる情報連携 〈選択肢〉 ①実施の有無 [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 【情報照会の根拠】・ 6番号法第19条第8号 別表第20第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方形法その他の地方税に関する法律及びこれとの法律し基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2021の項)・行政手続における特定の個人を能別するための番号の利用等に関する法律別表第2021の項)・行政手続における特定の個人を能別するための番号の利用等に関する法律別表第2021の項)・行政手続における特定の個人を能別するための番号の利用等に関する法律別表第20主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 【情報提供の根拠】・提供なし 5. 評価実施機関における担当部署 (第業野市 市民生活部 税務課 ②所属長の役職名 扱際野・市民生活部 税務課 ②所属長の役職名 扱際野・市民生活部 税務課 ②所属長の役職名 扱際野・市民生活部 税務課 ②所属長の役職名 扱際野・市民生活部 税務課 ②所属長の役職名 最優等日818-8688 頻楽野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 頻楽野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 事便番号18-8688 頻楽野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表)	2. 特定個人情報ファイル:	名
・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・	軽自動車税情報ファイル	
・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・	3. 個人番号の利用	
実施の有無	法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で
 ①実施の有無 [実施する] 2) 実施しない。 2) 実施しない。 3) 未定 【情報照会の根拠】・番号法第19条第8号 別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる27の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 【情報提供の根拠】・提供なし 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
・番号法第19条第8号 別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2の27の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 【情報提供の根拠】・提供なし 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 筑紫野市 市民生活部 税務課 ②所属長の役職名 税務課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表)	①実施の有無	[実施する] 1) 実施する 2) 実施しない
①部署	②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2の27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 【情報提供の根拠】
①部署	5 評価実施機関における	担当部署
②所属長の役職名 税務課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市総務部総務課法務担当 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表)		- 111 -
6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表)		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 郵便番号818-8686 郵便番号818-8686 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表)		The second secon
郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表)		
郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表)	7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
郵便番号818-8686 連絡先 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表)	請求先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表)
<mark>連絡先 </mark>	8. 特定個人情報ファイル・	の取扱いに関する問合せ
現案野市 市民生活部 税務課 市民税担当	連絡先	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か		14年1月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	14年1月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]			: : :及び重点項目評価書 :及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを		[]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
7. 特定個人情報の保管・決	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて				
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[O] Þ	引部監査 [] 外	部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	各							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分に行ってい。 3)十分に行ってい	る			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	様式	平成26年4月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
令和1年6月28日	I-5 ②所属長	税務課長 野口 靖	税務課長	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	I-8 連絡先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1 取り扱い者数	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和2年3月19日	公表日	令和元年6月28日	令和元年3月19日	事後	
令和2年3月19日	Ⅱ-1 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年3月19日	Ⅱ-2 取り扱い者数	平成30年4月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和4年2月10日	評価書名	筑紫野市 軽自動車税に関する事務 基礎項 目評価書	軽自動車税の賦課に関する事務 基礎項目評価書	事後	
	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人	その他の事態を発生させるリスクを軽減させる ために適切な措置を講じ、個人のプライバシー	事後	
	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言(特記事 項)	右記の内容を追記	本評価書では以下の略称を使用しています。 「番号法」: 行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)	事後	
令和4年2月10日	I 1①事務の名称	軽自動車税に関する事務	軽自動車税の賦課に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月10日	I 1②事務の概要	個人情報を利用した以下の事務を取り扱う。 (1) 窓口で受理した原動機付自転車にかかる申告書及び軽自動車協会より送付される申告データ に基づく異動処理	筑紫野市は、番号法のほか、軽自動車税にかかる法令に基づき、特定個人情報を利用した以下の事務を取り扱う。 (1) 窓口で受理した原動機付自転車にかかる申告書及び軽自動車協会より送付される申告データ に基づく異動処理 (2) 賦課期日に車両を有する者に対して当初課税 (3) 軽自動車税の納税義務者の住民票情報等を確認し、納税通知書を送付 (4) 本市で受理した他市町村の原動機付自転車の廃車申告を該当の市町村に回送 (5) 申請に基づく軽自動車税の減免 (6) 申告に基づき、原動機付自転車および小型特殊自動車の車両標識の交付	事後	
令和4年2月10日	Ⅰ 1③システムの名称	1. Acrocity軽自動車税 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	・軽自動車税システム・番号連携サーバー・中間サーバー	事後	
令和4年2月10日	I 2. 特定個人情報ファイル名	(1)軽自動車税情報ファイル	軽自動車税情報ファイル	事後	
令和4年2月10日	I3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月10日	I 4 ②法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」および「都 道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「地 方税法その他の地方税に関する法律及びこれ にの注律に基づく条例による地方税の駐課徴収	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2の27の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 【情報提供の根拠】 ・提供なし	事後	
令和4年2月10日	Ⅱ1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年2月10日	Ⅱ2 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
				-	